

「ニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）」

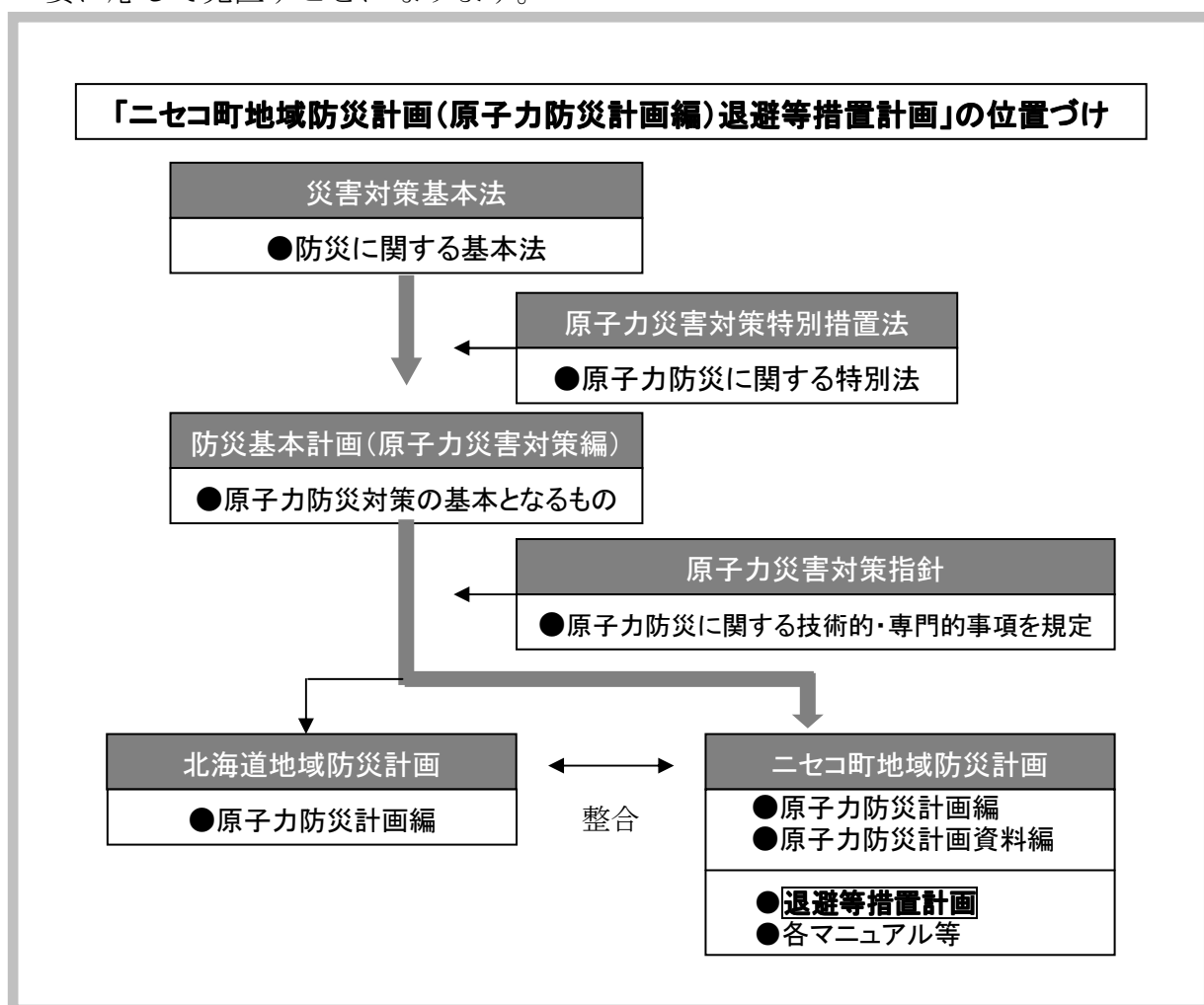
退避等措置計画（素案）」の概要

平成 26 年 2 月

1. 計画策定の背景

本町では、原子力災害対策指針に準拠し、北海道原子力防災計画と一定の整合性を図った「ニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）」（以下「計画本編」という。）を、平成 25 年 3 月 28 日開催のニセコ町防災会議で決定しました。

この計画本編の第 2 章第 4 節に定める「退避等措置計画」を今回作成するもので、町民及び一時滞在者（以下「住民等」という。）の防護措置を実施するにあたり必要な事項を定めます。なお、原子力災害対策指針等の見直しが行われた場合は、必要に応じて見直すこととなります。



2. 「ニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）退避等措置計画」の構成

第1章 総則

全2節

本計画の位置付けと性格を記載する。

第2章 退避等措置計画の基本的事項

全6節

退避等の目的と基本的な考え方、緊急事態における判断基準と防護措置、防護措置決定とその事前準備としての避難場所や避難方法等について記載する。

第3章 緊急事態における配備体制

全2節

事故や故障発生時の通報連絡体制、各事態における応急活動の内容について記載する。

第4章 広報及び指示伝達

全3節

住民等に対する広報や指示の伝達手段、経路、内容について記載する。

第5章 屋内退避

全3節

屋内退避を行う場合の指示基準や指示事項について記載する。

第6章 避難等

全4節

避難を行う場合の指示基準、避難先、指示事項などのほか、災害時要援護者や生徒等及び一時滞在者への対応について記載する。

第7章 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤服用に関して記載する。

第8章 飲食物の摂取制限

飲食物の出荷制限、摂取制限等に関して記載する。

第9章 救急医療体制

救急医療体制に関して記載する。

第10章 地域特性の考慮

町の独自項目

本計画は、国の原子力災害対策指針や北海道原子力防災計画に基づき、全国すべてに共通した基本的な考え方や対応・対策により作成しているが、これまで検討してきた地域特有の状況を考慮すること、継続的な検討と改善に努めることについて記載する。

3. 計画の各節の概要

3-1. 「第1章 総則」の各節の概要

第1節 計画の位置付け

- ・ニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）第2章第4節に定める計画で、ニセコ町民及び一時滞在者の防護対策を実施するにあたり必要な事項を定める。

第2節 計画の性格

- ・原子力災害は、放射線による被ばくが、通常五感には感じられないことや被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには、放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有していることから、原子力災害発生時における住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、住民等への防護措置に関して必要な事項を定める。

3-2. 「第2章 退避等措置計画の基本的事項」の各節の概要

第1節 避難等の目的及び基本的な考え方

- ・住民等が受ける可能性がある放射線被ばくからの保護、又はできるだけ低減するため必要に応じて退避等の防護措置を講ずることを目的とする。
- ・外部被ばくは、線源からできるだけ離れ、放射線を遮へい、浴びる時間を短くすることを原則とし、内部被ばくは、放射性物質で汚染された空気や飲食物を体内に取り込まないことを基本とする。

第2節 緊急事態区分及び判断基準

- ・泊発電所の状態に応じた緊急事態の区分及び判断基準は、国が定める原子力災害対策指針による。
- ・緊急事態区分は、警戒事態（警戒事象の発生通報）、施設敷地緊急事態（原災法第10条に基づく特定事象の発生通報）、全面緊急事態（原災法第15条に基づく内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の発出）とする。
- ・緊急事態区分の判断は、原子力規制委員会が示す「緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）」の枠組みによる。（別添1のとおり）

第3節 緊急事態における防護措置等

- ・ 泊発電所の状態に応じた町の防護措置等について記載。
- ・ 警戒事態・・・第1非常配備とし、**防護措置として、災害時要援護者及び児童等については、屋内退避準備の実施。** 町の重点項目
- ・ 施設敷地緊急事態・・・第2非常配備とし、防護措置として、住民等の原則屋内退避の準備。**なお、災害時要援護者及び児童等は、全面緊急事態以前に屋内退避完了を目指す。** 町の重点項目
- ・ 全面緊急事態・・・第3非常配備とし、防護措置として、住民等の原則屋内退避の実施、住民等への安定ヨウ素剤の配布、O I Lに基づく避難・一時移転・体表面除染の準備。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、P A Z内と同様に避難等の指示が必要。
- ・ 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置等は、「運用上の介入レベル（O I L）と防護措置について」による。（別添2のとおり）

第4節 防護措置決定の流れ

- ・ 住民等への防護措置については、E A L及びO I Lの判断基準や防護措置の考え方を踏まえ、国や道の指示又は独自の判断により、ニセコ町の警戒本部長又は本部長である町長が決定する。
- ・ 特に冬期間において退避等を決定する際は、地域特性により除雪や暖房に配慮する。

第5節 防護対策区域の状況

- ・ 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域は、当町はニセコ町全域とする。

第6節 防護措置の事前準備

- ・ 防護措置を行うにあたり、災害時要援護者等の把握、集合場所、避難場所、コンクリート屋内退避施設を定め、職員の中からあらかじめ各責任者を指定する。
- ・ 避難及び一時移転は、バス等による輸送、鉄道輸送、航空輸送のほか自家用車等によるものとし、住民等に自家用車等を使用させる場合は、可能な限り避難予定者を把握するとともに、災害時要援護者等についても搬送手段の把握に努める。

3-3. 「第3章 緊急事態における配備体制」の各節の概要

第1節 事故発生通報の流れ

- ・ 緊急時（警戒事象発生以降）における通報連絡体制と通報連絡機器を記載。

第2節 各事態における応急活動の内容

- ・ 警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態における応急活動の内容を記載。

3-4. 「第4章 広報及び指示伝達」の各節の概要

第1節 伝達手段

- ・ 住民等に対する広報手段は、テレビ、ラジオ、コミュニティFM（防災ラジオ）、広報車、携帯電話等へのメール、インターネットで実施。

第2節 伝達経路

- ・ 住民等に対する広報及び指示伝達系統図を明記。

第3節 伝達内容

- ・ 事故の概要、泊発電所の対策状況、災害の現況及び今後の予測、町及び道並びに防災関係機関の対策状況、住民等のとるべき措置及び注意事項等を記載。

3-5. 「第5章 屋内退避」の各節の概要

第1節 屋内退避の指示基準

- ・ 屋内退避は、EALを踏まえ、施設敷地緊急事態発生後、国や道の指示又は独自の判断により、準備や退避を行う。
- ・ 独自の判断を行う場合は、住民等の被ばくリスクを低減するため、事故現場や周辺の最新情報、気象情報、緊急時モニタリング情報を的確に把握するなど、総合的かつ迅速に判断する。

第2節 屋内退避の指示等

- ・ 本部長が屋内退避を決定した以降の協力要請先、住民等に対する指示事項、広報手段による周知、教育委員会等と連携した生徒等の迅速な屋内退避について明記。
- ・ 屋内退避の実施にあたって、住民等への指示事項9項目を明記。
- ・ 屋内退避が解除された場合の住民等への指示事項3項目を明記。

第3節 コンクリート屋内退避の指示等

- ・ 自然災害により家屋が損傷し屋内退避ができない住民や自家用車等の移動手段を持たない住民、特段の理由により長時間にわたりO I L以降も避難できない住民等を対象に、避難が可能となるまでの間実施する。(表4-1・4-2参照)
- ・ 本部長がコンクリート屋内退避を決定した以降の協力要請先、指示事項の留意点、傷病者等、災害時要援護者等、生徒等、医療機関、福祉施設等の入居者への配慮について明記。
- ・ コンクリート屋内退避の実施にあたって、住民等への指示事項6項目を明記。
- ・ 退避誘導責任者、退避所責任者がとるべき措置。
- ・ 住民等の留意事項3項目を明記。
- ・ コンクリート屋内退避が解除された場合の住民等への指示事項3項目、退避所責任者の確認事項及び災害時要援護者等の帰宅支援を明記。

3-6. 「第6章 避難等」の各節の概要

第1節 避難等の指示基準

- ・ 避難等（避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等）は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国からの指示、又は緊急時モニタリング結果及び国の指導・助言、指示及び放射性物質の汚染状況調査に基づき、O I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合に実施する。
- ・ 本部長は、事故現場や周辺の最新情報、気象情報、緊急時モニタリング情報を的確に把握するなど、避難が必要と判断されるときは、速やかに国及び道と協議する。

第2節 避難先等

- ・ 避難等の準備は、原子力緊急事態宣言発出後、又は国、道の指示等及び独自の判断により行う。
- ・ 避難等を決定したときは、あらかじめ指定された旅館又はホテル等への受入の準備を依頼するとともに、避難場所責任者を速やかに派遣し、施設管理者と受入態勢に関する調整を図る。(事前に調整された広域避難先は、札幌市白石区、厚別区などの旅館やホテル13施設)
- ・ 旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所として他の市町村への避難が必要であると判断した場合は、知事又は他の市町村長に避難所の設置準備、避難者の受入準備を要請し、避難場所責任者を速やかに派遣し、受入市町村との連絡及び避難者の保護に当たらせる。
- ・ 避難に使用する主要道路は、町内各地区から道道66号、国道230号を通り、洞爺湖町から道央自動車道を経由して札幌市の避難先へ向かう。なお、主要道路が、災害や積雪により使用困難な場合は、代替避難経路を決定する。(図5-1参照)
- ・ 本部長が避難等を決定した以降の協力要請先、指示事項の留意点、住民等広報の徹底、傷病者等、災害時要援護者等、生徒等、医療機関、福祉施設等の入居者への配慮について明記。
- ・ 避難等の実施にあたって、住民等への指示事項8項目を明記。
- ・ 避難誘導責任者のとるべき措置7項目を明記。
- ・ 避難場所責任者のとるべき措置3項目を明記。
- ・ 住民等の留意事項3項目を明記。
- ・ 避難等が解除されたときの措置3項目を明記。

第3節 災害時要援護者等及び生徒等への対応

- ・ 学校や幼児センターの生徒等の在学時に災害が発生した場合は、原則、下校させる。
- ・ バス等による避難が可能な診療所の入院患者及び社会福祉施設の入所者は、各施設で所有するバス並びに国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。
- ・ 自家用車やバス等による避難が可能な要介護者は、自家用車及び国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。
- ・ 外国人に対する防護措置情報は、主要な外国語を用いて防災ラジオ、緊急エリアメール、インターネット等を活用して広報する。

第4節 一時滞在者への対応

- ・ 観光客等の一時滞在者については、集客施設と協力して適切な情報提供に努め、早期の帰宅を求めるとし、早期帰宅が困難な場合は、コンクリート屋内退避施設等への避難を促す。

3-7. 「第7章 安定ヨウ素剤の服用」

- ・ 本部長は、原子力災害対策指針を踏まえ、国及び道の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合は、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払ったうえで、服用すべき時機及び服用方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。

3-8. 「第8章 飲食物の摂取制限」

- ・ 本部長は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び道の指導、助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

3-9. 「第9章 救急医療体制」

- ・ 初期被ばく医療機関であるJA北海道厚生連倶知安厚生病院は、緊急時において、汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して、一般の救急医療の対象となる傷病への対応（避難指示を受け、避難場所等に避難する住民等で一般傷病者として救急診療が必要になった場合の対応を含む。）を含む初期診療をすることとされていることから、必要に応じて、住民等の一般傷病者に対する救急医療について、羊蹄山ろく消防組合と連携して対応する。

3-10. 「第10章 地域特性の考慮」

- ・ 本退避等措置計画は、原子力災害時における屋内退避や避難について、全国すべてに共通する事項に関し基本的な考え方や対応・対策を記述している。
 - ・ この計画を実践的で実効性あるものにするためには、本計画に記述した共通の基本事項を踏まえつつ、地域のおかれた環境など特有な状況を考慮し、より具体的な内容を反映させる必要があることから、この計画を策定するにあたって調査検討してきた項目の視点を含めた内容を整理して活用することとし、更に継続した検討を行いながら計画の充実を目指す。
- (1) 住民等の生命と身体を守るため、被ばくゼロを目標として目指す
 - (2) 地域の地理的・地形的な特徴、気象、交通・道路事情、住民の住居分布・居住形態、村落・コミュニティの生活実態などの特徴及び実情を反映させる
 - (3) 災害時の対応は、通信回線の故障、情報が適宜に入らない、悪天候により避難が困難な場合なども想定し、町独自に事故の状況を判断し、住民等が安全に屋内退避や避難ができる体制を整える
 - (4) 災害時の情報の収集と通信手段の確保、周辺町村等との連絡体制の確立を図り、情報を基にした環境モニタリング実施と住民に対する迅速な情報提供活動
 - (5) 災害時の対策本部の配置計画、気象や道路状況の判断基準、避難方向や避難路の選択、交通手段、避難状況の把握方法等の確立
 - (6) 日常的な住民のコミュニケーション活性化による地域活動の促進
 - (7) 原子力災害、放射線の危険性、被ばく回避方法などについて、理解を深めるための学習会・講演会・研修会などの実施及び住民向け冊子の発行
 - (8) 住民参加による地域ぐるみの避難訓練の実施
 - (9) 災害時要援護者等（傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦）、児童生徒、病院、介護施設など、援助を必要とする住民に対する特別の配慮
 - (10) 住民の要望、宿泊や観光など一時滞在施設の意見などの反映
 - (11) 町独自の避難等の判断は、町長の決断によることから、町職員向けマニュアルと共に町長向けマニュアルを別途作成し、1年に1回以上の学習会などを通じて、退避等措置計画の内容を理解し、実践できるように徹底する
 - (12) 町独自の避難等の判断基準の詳細は別途定める
 - (13) この章の内容については、必要に応じて本編計画とともに見直すとともに、新たな知見や最新の情報を反映できるよう継続的に改善に努める